

福島空港県政 150 周年記念定期路線利用拡大（誘客）事業 業務委託仕様書

この仕様書は、「福島県（以下「甲」という。）」が「●●●（以下「乙」という。）」に委託する 4 に掲げる業務について、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務委託の名称

福島空港県政 150 周年記念定期路線利用拡大事業業務

2 業務委託の期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

3 業務委託の目的

福島空港を利用した本県への観光又はビジネス等における、国内定期路線就航地からの誘客拡大を図るため、市町村と連携した新たな旅行商品の造成を促し航空需要の新規獲得を目指す。また、福島空港の手軽さ、利便性及び県内市町村における観光情報の発信及び観光施設を始めとする体験機会等を就航地において実施することにより、福島県への旅行意欲の向上及び気運醸成に努めるほか、継続した福島空港利用者の定着につなげる。

併せて、本年は福島県政 150 周年及び東日本大震災及び原発事故から 15 年が経過した節目の年であることからこれを契機とし、本県が誇る歴史、自然・文化を始めとする多彩な観光素材に加え、被災した浜通り地域の復興状況を広く情報発信し、福島空港を活用した誘客を加速することを目的とする。

4 業務委託の概要

以下の利用拡大事業を実施すること。

- (1) 福島県内市町村の観光素材、福島空港を取巻く状況、課題及び過去の利用者実績等を踏まえ、福島空港を活用した新たな旅行商品を造成すること。
なお、既存商品の焼き直しは認められない。
- (2) (1)により造成した旅行商品の販売を通じ本県への誘客を行うこと。
なお、当該商品における誘客目標を 1,500 人以上とする。
- (3) (2)において販売する旅行商品、本県市町村及び福島空港の認知拡大を目的とした情報発信を実施すること。特に、公共交通機関の利用者に対しては広く本県の情報発信を行うこと。
- (4) (1)による旅行商品は露出を高めるため複数の旅行会社等で取扱い、販売促進施策を複数回実施すること。
- (5) (1)～(4)の各段階における効果測定・分析を行うこと。
- (6) その他福島空港の誘客拡大に向けた独自提案内容・項目の実施すること。

5 業務委託の内容

下記のとおり、福島空港を活用した本県への誘客を目的とする旅行商品の造成、販売、販売促進（情報発信を含む）及び効果検証に係る一切の業務を行うこと。

(1) 旅行商品の造成について

ア 就航地及び乗継先の旅行会社又は旅行者にとって魅力的な商品とするため、誘客対象とする地域の特性や直近の旅行トレンド等の市場調査及び結果分析をすること。

なお、本仕様書でいう就航地及び乗継先及び福島空港の活用方法については下記によるものとする。

(ア) 就航地 大阪国際空港（伊丹空港）を発着する大阪路線、新千歳空港を発着する札幌路線とする。

(イ) 乗継先 (ア) へと接続できる北海道内、九州沖縄・四国・中国地方からの各路線とし、運航航空会社の種類は問わないものとする。

(ウ) 福島空港の活用 往路復路共に福島空港の利用を原則とするが、滞在時間又は周遊箇所を最大化のためやむを得ない場合は、往路又は復路の片道のみ、福島空港以外を発着する空路、鉄道又はバスの利用を認めるものとする。

なお、福島空港以外を利用する商品造成となる場合は、その理由を付記したうえ、あらかじめその行程又は手段について必ず甲の承認を得ることとし、往復共に福島空港を利用しない商品を造成することは、認めないものとする。

イ 造成にあたっては、県内市町村、福島空港利用促進協議会会員をはじめとする商工・観光関係事業者等との連携が必要不可欠であることから、甲、県内市町村、関係する旅行会社又は福島空港関係者等とのあいだを調整するための事務局又は窓口を設置することとし、甲の指示によりヒアリングを始めとする情報収集及び連絡・調整業務を行うものとする。

なお、連携対象とする県内の市町村は甲との協議により決定するものとし、必ず全ての県内市町村と連携を実施するものではない。また、市町村及び福島空港利用促進協議会会員の情報については、業務委託開始後に、甲から乙に対し通知するものとし、関係する商工・観光事業者、旅行会社及び福島空港関係者については、乙の提案に基づき、甲との協議により決定するものとする。

ウ ア及びイによる分析・検討した情報を元に、就航地から本県へと誘客するための旅行商品を、甲との協議により造成すること。

なお、その行程は1泊2日以上とし、必ず県内へ1泊以上宿泊すること及び県内に本店所在地のある交通事業者を利用すること。また、県内を広く周遊できるよう全部で3種類以上のコースを設定することとし、必要に応じて行程の一部に近隣県（栃木県、茨城県、山形県及び宮城県に限る）の観光施設を含めることも可能とするが、その割合は本県観光施設数未満とすること。併せて、旅行商品の具体的な造成にあつては、乙が旅行会社等へ依頼することも考えられるが、「3種類以上のコース」とは、依頼した旅行会社を問わず

本事業により造成する本数とする。

エ 旅行期間については、本事業の履行期限である令和9年3月19日までに帰着するよう設定すること。

なお、3月19日以降帰着日となる旅行商品は造成しても良いが、本事業の実績とはならないことに注意すること。

(2) 旅行商品の販売を通じた誘客について

ア 商品の販売にあたり、(1)により造成した旅行商品を広く取扱えるよう、旅行会社の関係団体等を通じ販売網を整備すること。

イ (1)により造成した旅行商品について、実際に販売を行うこと。

なお、販売にあっては、旅行会社の店頭又はオンラインの別を問わず、広く一般に周知できる手法を用いること。

ウ 本商品の誘客目標 1,500人以上の集計方法については、旅行が催行され実際に福島空港を利用した参加者とする。

なお、悪天候や機材故障等やむを得ない事由による欠航や代替着陸（ダイバート）等により、予定空港とは異なる空港での離発着となった場合には、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。

(3) 旅行商品販売等に係る情報発信について

ア (2)による旅行商品の販売を加速させるため、テレビ・ラジオ・新聞・折込広告・SNS・Web等各種媒体を活用した旅行商品に係る広報を実施すること。

なお、情報発信の内容にあっては、当該旅行商品の魅力を周知するだけでなく、観光施設、宿泊施設又は立地する市町村の魅力を発信できるような構成とすること。

イ アの情報発信と並行または独立して、当該旅行商品と統一的な福島空港の認知拡大及び利用促進を目的とした広報を実施すること。

なお、その手法については、アの例示に限らず幅広い媒体を活用すること。

ウ 情報発信にあたっては、福島県政150周年並びに東日本大震災及び原発事故から15年が経過したことを契機とし、150周年記念事業の基本理念の「様々な困難を乗り越え、積み重ねてきた150年歴史を振り返り」「新たな時代の福島県の創造に挑戦」していく内容とすること。

(4) 旅行商品販売促進キャンペーンの実施について

ア 特設会場（対面またはオンラインとし、対面については店頭、複合商業施設、駅など多くの来場者が見込める施設に限る。）における販売促進のためのキャンペーンを複数回展開し、来場者に対し当該旅行商品の告知を実施すること。

なお、当該旅行商品で周遊する市町村の情報発信機会を、必ず設けること。

(5) (1)から(4)の各段階において、効果測定・分析を実施すること

6 成 果 品

業務実績報告書（任意様式）

7 提 出 書 類

乙は、甲に対して契約書で定めた書類のほか、下記に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式第1号）
- (2) 総括責任者通知書（様式第2号）
- (3) 実施体制図（任意様式）
- (4) 年間行程表（任意様式）
- (5) 完了届（様式第3号）
- (6) 業務実績報告書（任意様式 6で定めるもの）
- (7) その他、甲が必要と認める書類

8 業 務 上 の 留 意 事 項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要と認める資料の収集にあたり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡したうえでこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関し、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく項に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託機関において、甲又は乙が必要と認める時期に、随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり甲が必要と認める関係機関への諸手続きについては、乙がこれを代行するものとする。
- (5) 乙が業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などをあらかじめ甲に報告し、了承を得ること。
なお、乙は再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、業務に着手したので届出ます。

記

1 委託業務名

福島県政 150 周年記念定期路線利用拡大（誘客）事業

2 着手日

令和8年 月 日

3 本件責任者及び担当者

責任者名：

担当者名：

連絡先：

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、総括責任者を定めたので通知します。
記

1 委託業務名

福島県政 150 周年記念定期路線利用拡大（誘客）事業

2 総括責任者

職：
氏名：
連絡先：

3 本件責任者及び担当者

責任者名：
担当者名：
連絡先：

完了届

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、業務が完了したので届出ます。

記

1 委託業務名

福島県政 150 周年記念定期路線利用拡大（誘客）事業

2 完了日

令和8年 月 日

3 成果品

業務実績報告書1部

4 本件責任者及び担当者

責任者名：

担当者名：

連絡先：

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。